

沖縄県生産性向上職場環境整備等支援事業 Q & A (随時更新)

2025/10/21

No.	種別	内容	回答	備考	回答日
1	対象経費	システムの連携費用は補助対象か？	補助対象です。	国Q & A 25	9月8日
2	対象経費	電子カルテの導入に係る機器類、それに付随するネットワーク工事も対象か？	補助対象です。	国Q & A 25	9月8日
3	対象経費	「他の給付金、補助金等との重複は不可」とあるが、①今年度給付が対象か②具体的にどの補助金か？	①本補助金の対象は令和6年度から令和7年度に実施された取組みにかかる経費です。 ②同一の経費に対し、複数の補助金等を受けることは二重取りとなるため認められません。従って、他の給付金、補助金と重複して申請することはできません。ただし、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）で対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能です。		9月8日
4	対象経費	3月末までのランニングコストも申請対象として計上してよいか。	3月末までの対象経費の支払いを報告期限までに終えていれば、対象とすることは可能です。		9月8日
5	対象経費	仕入れ税額控除の返還を行っており、仕入れ税額返還控除も行うために消費税も含めて申請したい。	消費税は対象外です。一律の基準ですのでご了承ください。なお、消費税が含まれていることが判明した場合は、交付決定額の減額等を行う可能性がありますので、消費税抜きの額を申請してください。		9月8日

6	対象施設	令和7年4月1日からベースアップ評価料を算定しているが、対象となるか。	本事業の対象は、ベースアップ評価料を令和7年3月31日までに届け出ている施設です。令和7年4月1日から算定開始している施設ではありませんのでご注意ください。届出日については九州厚生局沖縄事務所への届出時の書類、受理通知等をご確認ください。		9月11日 文言修正
7	対象経費	〇〇（製品名）は補助対象か。	対象施設の業務効率化及び生産性の向上につながる取組の経費であれば補助対象となり得ます。申請後、内容に疑義がある場合は県が個別に照会することがあります。購入した備品が、業務効率化・生産性の向上に繋がることを対外的（国や県等）に説明できるように整理してください。		9月11日
8	対象経費	〇〇（製品名）を補助対象として欲しい。〇〇は補助対象として宣伝していいか。	個別の製品について補助対象かどうかは回答しかねます。対象施設が業務効率化、生産性向上に資すると判断し、県に申請されたものについて、県が適否を確認します。		9月11日
9	申請方法等	個人事業主の場合、申請書等に代表者役職名も記入する必要があるか。	個人事業主であっても、代表者であることを確認する必要があることから、役職がない場合を除き代表者役職も記載してください。		9月11日
10	申請方法等	申請書上の住所は、法人・施設のどちらを記入するのか。	対象は施設ごとですので、施設の住所を記入してください。		9月11日
11	対象経費	処遇改善目的とした、職員の賃金改善を行った。申請の際の金額は過去の実績分のみか。それとも賞与を含めた予想される年額か？	原則、申請額を確定してから（支払い等を終えて）、申請してください。確定した額でないと県は交付額を確定できないためご了承ください。		9月24日

12	対象経費	給与規程に賞与を設けていないが、本補助金があることを知り、R7年3月に賞与を支給、補助金の対象か。	本補助金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となります。 上記を満たす場合は補助対象です。支給額及びその事実が確認できる資料を保管してください。	国Q & A32	9月24日
13	対象経費	(給付金を活用した更なる賃上げ)について、〇〇手当は対象となるか。	本補助金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となります。 また、職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、対象外です。 以上を考慮し、各施設で判断して申請してください。また、上記を満たすことが確認できる資料を保管してください。 繰り返しになりますが、ベースアップ評価料で手当されている経費と重複する場合は対象外ですので、申請時にはご注意ください。	国Q & A32	9月24日
14	対象経費	人件費はどういったものが対象になるのか。	人件費については、一般的な「人件費」の考え方に基づいて判断していただいてもかまいません。具体的には給料、各種手当、補助事業者負担分の法定福利費等です。		10月21日